

理財局特別情報（第十號）（昭和二十一年五月四日）



米國の完全雇傭法案

一、米國の完全雇傭法は議會に於ける審議の結果當初の原案は余程緩和された形で既に通過成立を見たが、其の條文は目下蒐集中であり、左に掲げるものは其の原案である。法案は二部に分たれるが、内一部に付ては逐字譯、一部は要約である。共に瑞西紙の獨逸文よりの翻譯である。

二、法案

工業、農業、雇傭者並に州、地方團體及聯邦の共同努力に依る自由競争經濟に於ける永續的完全雇傭確保の爲の國策及計畫の基礎とし、アメリカ合衆國上院及下院より成る國會は左の通定める。

第一條 本法は「一九四五年完全雇傭法」と稱する。

計畫の宣明

第二條 國會は左の通り宣明する。

(1) 自由競争經濟に民間資本の商工業への合衆國の自然資源開發の投資を促進することは合衆國經濟政策の目的である。

